

経済産業省

20160523 貿局第1号
輸入注意事項28第7号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年5月30日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入
に関する確認について」

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年6月4日から施行する。

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成15年10月24日付け平成15・10・06貿局第1号・輸入注意事項15第45号)

改正後	現行
<p>冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者は、<u>平成28年6月4日以降</u>、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p>	<p>冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者は、<u>平成27年4月1日以降</u>、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p>
<p><u>ただし、平成28年6月4日以降であっても、従前の別紙様式4から9までをもって、それぞれ現行の別紙様式4から9までに代えることができることとします。</u></p>	<p><u>ただし、平成27年4月1日以降であっても、過去にこの輸入注意事項に規定されたことがある別紙様式2から9までを使用できることとします。</u></p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 受付期日 (略)</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1)(2)(略)</p> <p>(3) 次に掲げる貨物の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <p>(a) 冷凍のくろまぐろ</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>① 当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域(以下「旗国等」という。)からの輸出後に經由する国又は地域(保税地域を除く。以下「経由国等」という。)が存しない場合</p> <p><u>ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書の文書番号が分かる書類(様式任意) 1通</u></p> <p><u>ただし、次の a) から c) のいずれかに該当する場合には、上記書類を、旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関(以下「政府職員等」という。)が認証した漁獲証明書(別紙様式2)の原本及び写し(各1通)をもって代えることができる。</u></p> <p><u>a) 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)の場合</u></p> <p><u>b) 太平洋くろまぐろ(トゥヌス・オリエンタリス)の場合</u></p> <p><u>c) ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合</u></p> <p>② 旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合</p>	<p>1 受付期日 (略)</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1)(2)(略)</p> <p>(3) 次に掲げる貨物の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <p>(a) 冷凍のくろまぐろ</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>① 当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域(以下「旗国等」という。)からの輸出後に經由する国又は地域(保税地域を除く。以下「経由国等」という。)が存しない場合</p> <p>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関(以下「政府職員等」という。)が認証した漁獲証明書(別紙様式2)の原本及び写し 各1通</p> <p><u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書が作成されている場合にあっては、上記漁獲証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録による漁獲証明書の文書番号が分かる書類(様式任意) 1通</u></p> <p>② 旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合</p>

ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書の文書番号が分かる書類（様式任意） 1通

ただし、次のa) からd) のいずれかに該当する場合には、上記書類を、下記の（イ）又は（ロ）の書類をもって代えることができる。

a) 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）の場合

b) 太平洋くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）の場合

c) ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合

d) 旗国等からの輸出後にICCAT加盟国等以外の経由国等が存する場合

（イ）最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式3）の原本及び写し各1通

（ロ）旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写し又はICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したものであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通（ただし、複数の経由国等が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写し又はICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したものと及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写し又はICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書を紙に印字したものであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通）

（b）冷凍のみなみまぐろ

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

① 略

② 旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合

（イ）略

（ロ）旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通（ただし、複数の経由国等（欧州連合を構成する国から輸出され、他の欧州連合を構成する国に輸入された場合を除く。）が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、各経由国

（イ）最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式3）の原本及び写し各1通

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により再輸出証明書が作成されている場合にあつては、上記再輸出証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録による再輸出証明書の文書番号が分かる書類（様式任意） 1通

（ロ）旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通（ただし、複数の経由国等が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通）

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により再輸出証明書が作成されている場合にあつては、不要。

（b）冷凍のみなみまぐろ

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

① 略

② 旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合

（イ）略

（ロ）旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通（ただし、複数の経由国等（欧州連合を構成する国から輸出され、他の欧州連合を構成する国に輸入された場合を除く。）以下同じ。）が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであつ

等の政府職員等が確認したもの 各1通)

なお、旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろにあっては、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの並びに旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、旗国等及び最終経由国等の政府職員等が確認したもの各1通(ただし、複数の経由国等(欧州連合を構成する国から輸出され、他の欧州連合を構成する国に輸入された場合を除く。))が存する場合には、旗国等及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの並びに旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、旗国等及び各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)

(c) 冷凍のめばちまぐろ及びめかじき

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

① (略)

② 旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合

(イ) (略)

(ロ) 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る統計証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通(ただし、複数の経由国等(欧州連合を構成する国から輸出され、他の欧州連合を構成する国に輸入された場合を除く。))が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る統計証明書及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)

(4) 正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書の原本

(注) (略)

3 提出先 (略)

[別紙様式] (略)

て、各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)

なお、旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろにあっては、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの並びに旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、旗国等及び最終経由国等の政府職員等が確認したもの各1通(ただし、複数の経由国等が存する場合には、旗国等及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの並びに旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであって、旗国等及び各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)

(c) 冷凍のめばちまぐろ及びめかじき

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

① (略)

② 旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合

(イ) (略)

(ロ) 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る統計証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通(ただし、複数の経由国等が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る統計証明書及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)

(4) 正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書の原本(当該貨物が、冷凍のくろまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきの場合にあっては平成15年11月13日以前、冷凍のみなみまぐろの場合にあっては平成16年12月21日以前に船積みされた場合を除く。)

(注) (略)

3 提出先 (略)

[別紙様式] (略)